

尼崎市指定袋製造等承認申請案内

尼崎市では、ごみの分別の徹底と適正排出の促進などを目的として、平成 14 年度から「指定袋制度」を実施しています。

尼崎市指定袋（以下「指定袋」という。）の製造等を希望する方は、下記内容及び別添の承認基準等を熟読し、必要書類を添付のうえ、承認申請書（様式第 1 号）を提出してください。

1. 指定袋の規格等

- (1) 材質 : 低密度ポリエチレン
- (2) 大きさ : 大袋 (45L)、中袋 (30L)、小袋 (10L) の 3 種類
- (3) 厚さ : 大袋・中袋は 0.030mm 以上、小袋は 0.025mm 以上
- (4) 色 : 緑色
- (5) 形態 : 指定していません。
- (6) 価格 : 販売価格は自由価格となります。

※ 詳しくは、承認基準及び要領をご覧ください。

2. 申請の流れ

- (1) 申請者が承認申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添え、市に申請する。
- (2) 市が申請内容を審査し、申請が適当と認められた場合は、申請者に対して承認書を交付する。
- (3) 承認書の交付を受けた申請者が指定袋の製造を開始する。

3. 申請書類

- (1) 指定袋製造等承認申請書（様式第 1 号）
- (2) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（原本）
- (3) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し（原本）
- (4) 申請者の誓約書及び業務経歴書
- (5) 販売ルート及び尼崎市内の予定販売店一覧表（様式は問いません。）
- (6) 指定袋の仕様及びサイズ等の図面及び見本品
- (7) 指定袋の大きさ、厚さ及び強度について公的検査機関が発行する試験結果報告書等（原本）
- (8) 着色剤及び印刷に使用するインクについて、着色剤等メーカーが発行する成分証明書（原本）（外国語の場合は日本語訳も添付してください。）
- (9) 指定袋ごとの予定販売価格一覧表（様式は問いません。）
- (10) 他都市の承認等を受けている場合は、承認書等の写し

※ 書類を全て揃えたうえで申請してください。

4. 申請の受付窓口及び問合せ先

〒660-0842 兵庫県尼崎市大高洲町8番地
尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課
TEL:06-6409-1341、FAX:06-6409-1277

5. 注意事項

- (1) 商品には、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づく表示を行ってください。
- (2) 承認後、完成品を提出してください。完成品について、市が検査する場合があります。
- (3) 市場に流通している商品を抜き取り、市が検査する場合があります。
- (4) 市による検査結果や市民からの要望等によっては、申請者に必要な措置を講じていただく場合があります。
- (5) 承認後に、代表者名、所在地、指定袋の着色剤、印刷インク、印刷レイアウト等を変更する場合は「指定袋製造等変更届」を提出してください。
- (6) 承認後に、指定袋の製造を廃止する場合は「指定袋製造等廃止届（様式第4号）」を提出してください。

以 上